

# 基地の外で犬を飼う場合、日本の法律が適用されます

## I. 犬に関する主な法律

- ・ 狂犬病予防法  
狂犬病の発生予防、蔓延の防止、撲滅。
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律  
動物愛護精神の普及と動物による人畜等への危害防止。
- ・ 市町村飼い犬条例  
飼い犬による、人畜その他に対する危害の未然防止。



動物の遺棄・虐待は犯罪です

## II. 飼い主の義務

1. 犬の登録（市町村役場）をして、鑑札の交付を受ける。
2. 鑑札を亡失またはき損した際は、鑑札の再発行（市町村役場）を受ける。
3. 狂犬病の予防注射（動物病院）を年に一度受ける。  
※ 市町村役場が実施する集合注射（4～6月）もあります。
4. 注射済証を提示（市町村役場）し、注射済票の交付を受ける。
5. 注射済票を亡失またはき損した際は、注射済票の再交付（市町村役場）を受ける。
6. 放し飼いをしない。
7. 鑑札と注射済票は、必ず犬に着ける。

○ 違反した場合には、日本の法律により処罰されます。

## III. 危険犬の飼い主は以下の事項を遵守すること

1. 飼い犬には適正なしつけを行い、飼い主等の制止に従うようにすること。
2. 危険犬は、檻飼いし、鎖等で係留すること。
3. 檻飼いの場合、檻は施錠できるもので、鍵の管理は飼い主又は管理者が行うこと。
4. 檻飼いの場合、檻の設置場所は、公路を通行する人が接触しない場所で、かつ飼い主及び管理者以外の人容易に立ち入れない場所であること。
5. 人目に付きやすい場所に「猛犬注意」等の表示をする。
6. 散歩等は、人の多い場所や時間帯を避け、必要に応じて口輪をすること。
7. 危険犬を譲渡する場合は、予め譲渡先を動物愛護管理センターへ報告すること

○ 危険犬（闘犬種や大型犬など人に危害を加える恐れが高い犬）とは、アメリカンピットブルテリア、ロットワイラー、土佐犬などをいいます。

## IV. 飼い犬が逃げたら

○ 逃げた場所を管轄する日本の警察署、市町村役場及び沖縄県動物愛護管理センターへ、速やかに連絡してください。

## V. 沖縄県動物愛護管理センターで犬の返還を受ける方へ

○ 捕獲・保護された犬は、收容された日を含め7日間（土日祝祭日を除く）、動物愛護管理センターで收容され、8日目以降に処分の対象となります。

- ・ 返還には手数料がかかります。金額についてはお問い合わせください。
- ・ 手数料は県証紙でのお支払いとなります。県証紙は、沖縄県動物愛護管理センター近くの沖縄県公衆衛生センターでも取り扱っております。

<お問い合わせ先>

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2000番地  
沖縄県動物愛護管理センター TEL: 098-945-3043  
〒904-1292 金武町字金武1番地  
金武町役場住民生活課生活環境係 TEL: 098-968-2460